

## 各専門分科会・部会に所属する委員の指名について

青森市健康福祉審議会の各専門分科会に所属する委員及び臨時委員については、青森市健康福祉審議会条例第8条の規定により、委員長が指名することとなっております。

この度の第1回青森市健康福祉審議会において決定となる委員長に、各専門分科会等に所属する委員を指名いただきましたら、改めてお知らせさせていただきます。

なお、各専門分科会における分科会長及び分科会長職務代理者の選任については、今後の各分科会開催時に行う予定としております。